独立行政法人農畜産業振興機構法案要綱

第 一 名 称

この法律及び独立行政法人通則法 (以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される独立行

政法人の名称は、 独立行政法人農畜産業振興機構とすること。

(第二条関係)

第二 機構の目的

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、 主要な畜産物の価格の安定、 主要な野菜

の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、 畜産業及び野菜農業の振興に

資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要

な業務を行い、 もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与すること

を目的とすること。

第三条関係)

第三 資本金

機構 の資本金は、 附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、 政府 ば、

必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、 機構に追加して出資することができる

機構は、 その出資額により資本金を増加するものとすること。 第五条関係

第四 役員及び職員

機構に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととするとともに、 副理事長一人及

び |理事六人以内を置くことができるものとすること。

(第六条関係)

理事長及び副理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とすること。

(第八条関係)

Ξ 機構の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員とみな

第九条関係

第 五 業務の範囲

機構は、

第一の三の目的を達成するため、 次の業務を行うものとすること。 (第十条第一項関係)

畜産物 の価格安定に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

1 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、 交換及び売渡しを行うこと。

1 の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

八 畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、 第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、

指

定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

(_) 国内産 の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、 及び畜産物の生産又は 流通

の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業についてその経費を補助するこ

ځ

(三 野菜生産出荷安定法の規定により次の業務を行うこと。

1 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を

行うこと。

あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

八 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又

は口の業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

(四) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業につい

てその経費を補助すること。

(五) 砂糖の 価格調整に関する法律の規定により次の業務を行うこと。

- イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ハ 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

(六) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必

要な次の業務を行うこと。

1 生糸の輸入、 輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ

及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

畜産物、 野菜、 砂糖及びその原料作物、 繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、 整 理

し、及び提供すること。

(七)

(ハー)から七までの業務に附帯する業務を行うこと。(ハー)から七までの業務に附帯する業務を行うこと。

一 機構は、一により行う業務の遂行に支障のない

ための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務及びこれに附帯

範囲内で、

繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図る

する業務を行うことができるものとすること。

(第十条第二項関係

第 六 区分経理

機構は、 次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとす

第五の一の一の業務、 (二) の 業務、 七の業務(畜産物に係るものに限る。)

) 及びこれらに附帯する業務

(第十一条関係

第五の一 の(三の業務、 (四) の 業務、 (七の業務 (野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務

 \equiv 第五の一 の五の業務、 (七の業務(砂糖及びその原料作物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する)

業務

四 第五の一の六の業務、 (七の業務 (繭及び生糸に係るものに限る。)) 及びこれらに附帯する業務並びに

第 五 の二に規定する業務

第 七 積立金 一の処分

機 構 は 中期目標 の期間 の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理

を行った後、 同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣 の承

認を受けた金額を、 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受け

た中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 その変更後のもの)の定めるところによ

ıΣ 当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとすること。

(第十二条関係)

第八 長期借入金等

機構は、 第三の一の一のイ及び口並びに六の業務に必要な費用に充てるため、 農林水産大臣の認可を

受けて、長期借入金をすることができるものとすること。

(第十三条第一項関係)

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第四の一の業務に係る勘定の負担において

する長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務について保証することができるも

のとすること。

(第十四条関係)

Ξ 機構は、 毎事業年度、 長期借入金の償還計画を立てて、 農林水産大臣の認可を受けなければならない

ものとすること。

第 九

交付金の交付

(第十五条第一項関係)

政府は、 予算の範囲内において、 機構に対し、 砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金に相当す

る金額を交付するものとすること。

(第十六条関係

第十 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

補 :助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号)の規定 (罰則を含む。

は 機構が交付する補助金について準用するものとすること。

(第十七条関係)

第十一 その他

罰則規定その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第十二 附則

この法律は、 平成十五年四月一日から施行すること。 ただし、 農畜産業振興事業団法の廃止等の規定

は、同年十月一日から施行するものとすること。

附則第一条関係)

農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、 六による廃止前の農畜産業振興事業 寸 法 (以下

旧 事業団法」という。) 第八条第一項の規定にかかわらず、 その解散の日の前日までに、 出資 んた政

府以外の者に対し、持分の払戻しをするものとすること。

| 附則第二条関係)

Ξ 事業団は、 機構の成立の時において解散するものとし、 その一切の権利及び義務は、 その時において

機構が承継するものとすること。

附則第三条関係

四 野菜供給安定基金は、 機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、 その

時において機構が承継するものとすること。

(附則第四条関係)

五 業務の特例

機構は、 当分の間、 第三に規定する業務のほか、 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第

項及び肉用子牛生産安定等特別措置法第三条第一項に規定する業務を行うものとすること。

(附則第五条関係)

機構は、 当分の間、 第五及び一に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産

(_)

又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業

についてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うものとすること。

(附則第六条関係)

(三) 機構は、 第五並びに一及び二に規定する業務のほか、この法律の施行前に事業団が締結した債務保

証契約に係る旧事業団法第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務を行うものとするこ

چ

(附則第七条関係)

(四) 機構は、 旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が

終了するまでの間、 第五並びに一から三までに規定する業務のほか、当該株式又は持分の処分を行う

ものとすること。

附則第八条関係)

六 農畜産業振興事業団法は廃止すること。

、附則第九条関係

七 その他所要の経過規定の整備を行うほか、 野菜生産出荷安定法その他の関係法律について所要の改正

を行うものとすること。